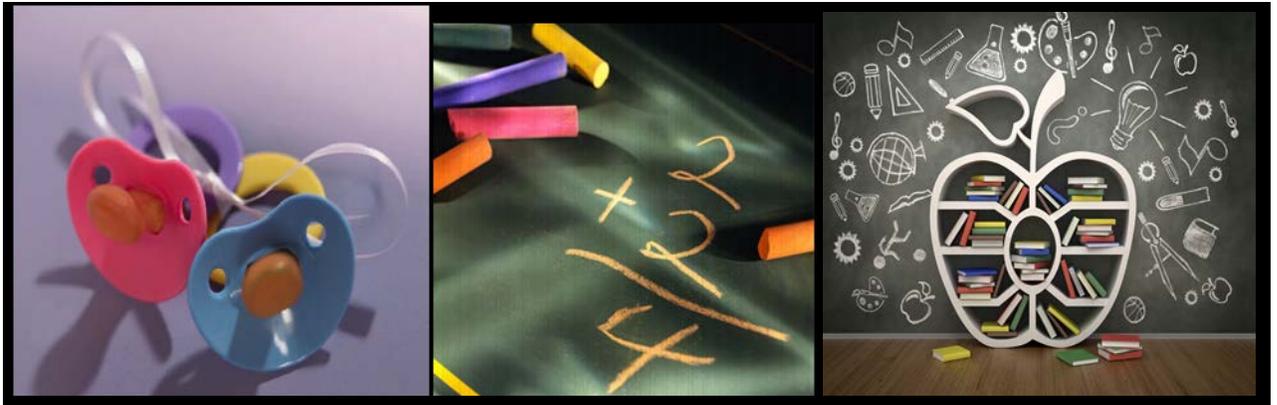


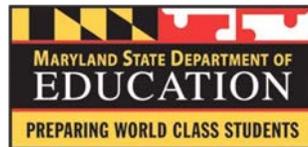
# 保護者の権利

## メリーランド州の手続き上の 保護措置に関する通知

乳幼児早期介入  
就学前特殊教育  
および  
特殊教育



2017年7月改訂



メリーランド州教育局  
特殊教育/早期介入サービス課

## 保護者の権利

### メリーランド州の手続き上の保護措置に関する通知

### 乳幼児早期介入、就学前特殊教育、特殊教育

2017 年 7 月

© 2013 メリーランド州教育局

この出版物は、米国教育省、IDEA Part C Grant #H181A120124、および IDEA Part B Grant #H027A012035A、からの資金援助を受け、メリーランド州教育局（MSDE）の特殊教育/早期介入サービス部門によって開発・作成されました。著作権は、2013 年メリーランド州教育局（MSDE）にあります。読者はこの文書をコピーして共有することを許可されていますが、MSDE の特別教育/早期介入サービス部門のクレジットを表記する必要があります。その他の権利もすべて MSDE が所有しています。メリーランド州教育局は、人種、肌の色、性別、年齢、国籍、宗教、障害の有無、性的指向を理由に、雇用やプログラムへのアクセスに影響のある事項について差別を行いません。各部門の方針についてご不明な点があれば、メリーランド州教育局、州行政副監督官オフィス、権利保証およびコンプライアンス課までお問い合わせください。住所：200 West Baltimore Street, 6th floor, Baltimore, MD 21201-2595, 410-767-0433、ファックス：410-767-0431、Web サイト：[www.MarylandPublicSchools.org](http://www.MarylandPublicSchools.org)。この文書は、米国人障害者法（ADA）に基づき、要請に応じて別の書式で入手できます。メリーランド州教育局の特殊教育/介入サービス課に、電話：（410）767-7770 またはファックス：（410）333-1571 でお問い合わせください。

#### **Karen B. Salmon 博士**

州教育長

#### **Andrew R. Smarick**

州教育委員会

委員長

#### **Carol A. Williamson 教育学博士**

学務担当最高責任者

#### **Marcella E. Franczkowski 修士**

州監督官補佐

特殊教育/早期介入サービス課

#### **Larry Hogan**

州知事

メリーランド州教育局

特殊教育/早期介入サービス課

200 West Baltimore Street

Baltimore, Maryland 21201

410-767-7770（電話）

410-333-1571（ファックス）

<http://www.marylandpublicschools.org>

2017 年 7 月最終改訂

2017 年 7 月 1 日発効

# 目次

手続き上の保護措置に関する通知.....	1
母国語.....	1
電子メール.....	2
書面による事前通知.....	2
通知：.....	2
書面による通知の内容：.....	2
同意.....	3
保護者の同意：.....	3
IFSP のサービスに対する保護者の同意：.....	3
IFSP のサービスを拒否する保護者の権利：.....	4
初期評価に対する保護者の同意：.....	4
サービスに対する保護者の同意：.....	4
サービスに対する保護者の同意撤回：.....	5
IFSP の児童のみの再評価に対する保護者の同意.....	5
IEP の児童および青少年のみの再評価に対する保護者の同意.....	5
保護者の同意を得るための合理的努力の文書化.....	6
その他の同意条件：.....	6
保護者代理人.....	7
保護者代理人の条件：.....	7
州の被保護者の初期評価特別規則：.....	7
独立教育評価.....	7
定義：.....	7
公的機関の基準：.....	8
公費による評価に対する保護者の権利：.....	8
保護者による評価：.....	8
行政法審判官（ALJ）への評価依頼：.....	8
情報の機密性.....	9
定義：.....	9
保護措置：.....	9
同意：.....	9
アクセス権：.....	10
アクセスの記録：.....	10
保護者の要請にに応じた記録の修正：.....	11
情報の破棄手続き：.....	11
児童の権利：.....	11
懲罰情報：.....	12
障害児に対する懲罰.....	12
定義：.....	12

教職員の権限： .....	13
マニフェステーション決定： .....	13
教育環境の変更： .....	14
暫定代替教育環境： .....	14
懲罰処分への不服申立て： .....	14
資格未決定の児童： .....	15
法執行機関と司法機関による照会と措置： .....	15
<b>公費を利用した保護者による一方的な児童の私立学校への就学選定</b> .....	<b>16</b>
補償の制限： .....	16
<b>児童が成年に達した場合の保護者の権利移転</b> .....	<b>17</b>
<b>紛争の解決</b> .....	<b>18</b>
仲裁： .....	18
仲裁を促すミーティング： .....	19
州への不服申立てと適正手続きによる不服申立ての違い： .....	19
州への不服申立て： .....	19
州への不服申立ての解決： .....	20
適正手続きによるヒアリングの対象となる州への不服申立ての解決： .....	20
適正手続きによる不服申立て： .....	21
適正手続きによる不服申立申請書の記載事項： .....	21
適正手続きによる不服申立てへの答弁： .....	22
通知の十分性： .....	22
手続き中の児童の身分： .....	22
解決プロセス： .....	23
30 暦日の解決期間の調整： .....	23
解決後の和解契約： .....	24
適正手続きによるヒアリング： .....	24
行政法審判官（ALJ）： .....	24
適正手続きによる不服申立ての対象： .....	24
ヒアリングへ参加する権利： .....	24
その他の情報公開： .....	25
保護者の権利： .....	25
ヒアリングの決定： .....	25
適正手続きによる不服申立ての分離： .....	25
ヒアリングのスケジュールと便宜： .....	26
優先スケジュール： .....	26
ヒアリングの決定の終局性： .....	26
不服申立て： .....	26
<b>弁護士費用</b> .....	<b>27</b>
<b>付属書類： IDEA 紛争解決プロセス比較チャート</b> .....	<b>28</b>

## 手続き上の保護措置に関する通知

手続き上の保障措置通知には、保護者の権利について、保護者の母国語で分かりやすく説明しています。この手続き上の保護措置通知は、個別家族サービス計画（IFSP）および障害を持つ児童や青少年に対する個別教育プログラム（IEP）を通じてサービスを受けている児童や家族を対象にしています。

この文書に記載されている保護措置は、連邦政府個別障害者教育法（IDEA）、20 U.S.C. § 1400 以降、およびメリーランド州規則コードまたは COMAR の次の章：COMAR 13A.05.01、COMAR 13A.08.03、COMAR 13A.13.01 によって規定されています。各公的機関は、IDEA の要件を満たす手続き上の保護措置を確立し、維持し、実施します。公的機関は、IFSP または IEP のサービスを児童に提供する機関です。

IFSP を通じて児童や家族がサービスを受けている場合、保護者には事前通知書面とともに手続き上の保護措置に関する書面が送付されます。

IEP を通じて児童がサービスを受けている場合、保護者には 1 年に 1 回手続き上の保護措置に関する書面が送付されます。ただし、以下の場合に公的機関が別途提供している場合は除きます。

- 初回の照会または保護者による審査の要請があった場合。
- 学年中に文書による初回の州への不服申立てを受理した場合。
- 学年中に文書による初回の適正な手続きによる不服申立てを受理した場合。
- 懲戒処分決定がなされた場合。
- 保護者から要請があった場合。

公的機関は、インターネット上に Web サイトを所有している場合は手続き上の保護措置に関する通知の最新版を掲載することもあります。

手続き上の保障措置文書には、保護者の権利について、明らかに不可能でない限り、保護者の母国語で分かりやすく説明しています。公的機関は、保護者の母国語またはその他のコミュニケーション手段が文字言語でない場合、口頭または他の手段を用いて手続き上の保護措置を保護者の母国語に訳すか、他のコミュニケーション手段を用いて伝達します。公的機関は、通知を翻訳した事実および保護者が手続き上の保護措置の内容を理解したことを証明する文書を保管します。

## 母国語

**保護者には、理解可能な言語で情報を受け取る権利があります。**

英語の運用能力が限られている個人について母国語という場合は、以下のような意味で使用されます。

- その人物が通常使用している言語。児童の場合はその保護者が通常使用している言語。
- 児童と直接会話する場合（子供の評価を含む）は、家庭や学習環境で児童が通常使用している言語。

難聴や盲目などの障害を有する人物、または文字言語を使用しない人物についてコミュニケーション手段と言う場合は、その人物が通常使用している、手話、点字、口頭などのコミュニケーション方法のことを意味します。

保護者は、児童が修了した IFSP または IEP の内容を保護者の母国語に翻訳するよう要請することができます。保護者が話している母国語が地元の学校システムの生徒数の 1%を超えている場合、適切な学校関係者が要請日から 30 日以内に翻訳文書を保護者に提出します。この 1%の翻訳条件は、本文書の「仲裁」セクションでも説明されています。

## 電子メール

このオプションが利用可能な場合、保護者は通知を電子形式で受け取ることを選択することができます。公的機関が保護者に電子メールによる書面の受け取りオプションを提供していれば、保護者は電子メールで以下の書面を受け取る選択ができます。

- 事前通知書
- 手続き上の保障措置に関する通知
- 適正な手続き要請に関する通知

## 事前通知書

保護者は、児童の早期介入サービスや特殊教育に関する公的機関の措置に関して、書面で情報を受け取る権利を有します。

### **通知：**

公的機関は、以下の内容を開始または変更することを提案または拒否するたびに、保護者に書面で通知する必要があります。

- 身元確認
- 避難
- 教育プログラム
- 児童の教育環境選定
- 児童への適切な公立教育 (FAPE) 無料提供。または
- IFSP を通じた早期介入サービスの児童と家族への提供。または
- IEP を通じた特殊教育と関連サービスの児童への提供。

書面による通知が保護者の同意を必要とする内容に関連する場合、公的機関は通知書を同時に送付することができます。

### **書面による通知の内容：**

IFSP を通じて児童や家族がサービスを受ける場合は、通知書には以下の内容が記載されています。

- 提案されている、または拒否されている活動の説明
- 当該活動を行う理由の説明
- 手続き上の保護措置

IEP を通じて児童がサービスを受ける場合は、通知書には以下の内容が記載されています。

- 公的機関が提案している、または拒否している活動の説明
- 公的機関が特定の活動を提案または拒否している理由の説明
- 公的機関が特定の活動の提案または拒否を決定する際に使用した評価プロセス、査定、記録またはレポートの説明。
- 保護者が IDEA の手続き上の保護措置規定の下で保護を受けている記述。
- 最初に照会された査定が公的機関が提案または拒否する活動に関するものでない場合、手続き上の保護措置の説明を入手する方法を保護者に伝える記述。
- 保護者が IDEA について理解を深める助けになる問合せ先に関する資料。
- 児童の個別家族サービス計画 (IFSP) チームまたは個別教育プログラム (IEP) チームが考えたその他の選択肢と、その選択肢が拒否された理由の説明。および
- 公的機関が活動を提案または拒否したその他の理由の説明。

## 同意

### 保護者の同意：

公的機関は、早期介入と特殊教育および関連サービスを提供する前に、児童の能力評価に対する保護者の同意を得る必要があります。保護者にはいつでも同意を撤回する権利があります。評価への同意にはいくつかの例外があります。

同意とは保護者が以下のような条件を満たしていることをいいます。

- 同意が求められている活動に関連するすべての情報を母国語または他のコミュニケーション手段で十分に知らされていること。
- 同意が求められている活動の実施について、活動内容と公開される記録（もしあれば）の一覧が記載されている書面を読んで理解し、同意していること。および
- 同意の付与は任意であり、いつでも取り消すことができることを理解していること。

保護者が同意を撤回した場合、公的機関が同意を得た時点から撤回するまでの間に生じた活動については取り消されません。

児童が最初に特殊教育や関連サービスを利用した後で、保護者が特殊教育サービスを受けることを書面で行き止めた場合、公的機関は当該同意の取消を理由として教育記録を修正して児童が受けた特殊教育と関連サービスに関する情報を削除する必要はありません。

### IFSP のサービスに対する保護者の同意：

保護者は以下の手続きに進む前に、説明を受けた上で文書による同意をしなければなりません。

- 児童と家族のすべてのスクリーニング、評価、および査定
- 早期介入サービスと追加の査定
- 書面による同意が得られない場合、地域の主導機関は保護者が以下の条件を満たすように合理的努力をしなければなりません。

- 評価、査定または利用可能なサービスについてその内容を完全に理解している。および
- 文書による同意がなければ、児童は評価、査定またはサービスを受けることができないことを理解している。

## IFSP のサービスを拒否する保護者の権利：

資格を有する児童の保護者は、本人、その児童またはその他の家族のメンバーが早期介入サービスを利用するか拒否するかを決定することができます。また、初回のサービス利用後に、その他の早期介入サービスは継続しつつ、これを辞退することもできます。3 歳以上の児童について、保護者が早期介入サービスの継続を選択すると、教育コンポーネントを 1 つ含める必要があります。保護者が教育コンポーネントを必要としない場合は、早期介入サービスは利用できません。

## 初期評価に対する保護者の同意：

児童に早期介入サービス、特殊教育および関連サービスを利用する資格があるかどうかを決定するために児童の初期評価を行なう前に、公的機関は以下の内容を実施する必要があります。

- 保護者に提案されている活動の事前通知書を送付する。および
- 保護者の同意を得る。

公的機関は児童が早期介入または特殊教育および関連サービスの提供が必要な障害を有しているかどうかを決定するために、初期評価に対する説明をした上での同意を得る合理的努力をしなければなりません。

初期評価に保護者が同意したからといって、公的機関が児童に対し早期介入、特殊教育および関連サービスの提供を開始することまでも同意したことにはなりません。

## サービスに対する保護者の同意：

公的機関は、児童に対し初回の早期介入、特殊教育および関連サービスの提供を開始する前に、説明をした上での同意を得る必要があります。公的機関は、保護者が以下のような行動を取っている時は、仲裁または適正手続きを利用して、児童の IFSP チームまたは IEP チームが推奨する早期介入、特殊教育および関連サービスを保護者の同意なく提供できる、とする同意または決定を得てはいけません。

- 児童が早期介入、特殊教育および関連サービスを受けることに対する同意を拒否している。または
- 初回の特殊教育および関連サービスを提供すること対し同意の回答がない。

保護者が、児童が初回の早期介入、特殊教育および関連サービスを受けることに対する同意を拒否している場合、または保護者が同意の要請に対し返答しない場合、公的機関は、

- 児童に無料の適切な公教育 (FAPE) を提供する義務に違反することにはなりません。また
- 個別家族サービス計画 (IFSP) ミーティングまたは個別教育プログラム (IEP) ミーティングを開催し、児童のための IFSP/IEP プログラムを作成する必要はありません。

## サービスに対する保護者の同意撤回：

公的機関が特別教育および関連サービスの最初の提供を開始した後いずれかの時点で児童に対する保護者が早期介入、特殊教育および関連サービスの継続的な提供について書面で同意を取り消した場合、公的機関は、

- 同意が撤回されたからといって、児童の教育記録を修正して児童が利用した特殊教育および関連サービスに関する記述を削除する必要はありません。
- 早期介入と特殊教育と関連サービスを子どもに提供し続けることはできませんが、早期介入、特殊教育および関連サービスの提供を中止する前に、早期介入、特殊教育および関連サービスをすべて停止することを要請する書面を提出するよう、保護者に事前に書面で通知しなければなりません。
- 仲裁または適正手続きを利用して児童へのサービス提供を可能にする同意または決定を得てはいけません。
- 児童に継続的に特殊教育や関連サービスを提供しなかったために FAPE を児童に提供するという要件に違反しているとはみなされません。および
- 特別教育および関連サービスの継続的な提供のために、IEP チームミーティングを開催し、児童のための IEP プログラムを作成する必要はありません。

同意を撤回をしても、公的機関が同意を得た時点から撤回するまでの間に生じた活動については取り消されません。

## IFSP の児童のみの再評価に対する保護者の同意：

公的機関は、個別の評価と児童の査定を行う前に、説明をした上での同意を得る必要があります。保護者の同意が得られない場合、主導機関は保護者が以下の条件を満たすように合理的努力をしなければなりません。

- 児童の評価および査定についてその内容を完全に理解している。および
- 同意がなければ、児童は評価、査定を受けることができないことを理解している。

保護者が新しい査定に対する同意を拒否した場合、公的機関は、適正手続きを利用して保護者の拒否に対する異議申立てをすることはできません。

## IEP の児童および青少年のみの再評価に対する保護者の同意：

公的機関は、以下の事項を証明できない限り、個別の評価と児童の査定を行う前に、説明をした上での同意を得る必要があります。

- 再評価に対する保護者の同意を得るために合理的なステップを取ったこと。および
- 保護者から返答がなかったこと。

保護者が新しい査定に対する同意を拒否した場合、公的機関は、適正手続きを利用して保護者の拒否に対する異議申立てをし、それを無効にすることができます。ただし、これは義務ではありません。初期評価と同様に、公的機関は、新しい査定の実施を追求しなくても、IDEA に基づく義務に違反したとはみなされません。

## 保護者の同意を得るための合理的努力の文書化：

公的機関は、早期介入、特殊教育および関連サービスを提供するための初回の評価および再評価に対し保護者の同意を得るため、および州の被保護者の保護者の住所を特定するためにした合理的努力の記録文書を保管しなければなりません。

文書には、次のような公的機関が保護者の同意を得るためにした試みの記録が含まれてはいけません。

- 行った、または試みた通話の詳細な記録およびそれらの通話の結果。
- 保護者に送付した通信文書と受け取った回答ののコピー。および
- 保護者の家または雇用場所への訪問の詳細な記録とその訪問の結果。

## その他の同意条件：

保護者の同意は、公的機関が以下の事項を実施するまでは必要ありません。

- 自動の評価または再評価の一部としての、既存のデータのレビュー。
- 事前に全児童の全保護者から同意が必要な場合を除いて、全児童に対し行われる試験またはその他の評価の保護者の児童に対する実施。

公的機関は、保護者の拒否を理由に、当該保護者または児童に対するその他のサービス、福祉、活動の提供を拒絶することはできません。

保護者が自費で児童を私立学校へ通わせている場合、公的機関は仲裁または適正手続きを利用して児童の資格を決定してはいけません。反対に、以下の場合に児童に正当なサービスの受給資格があると考えする必要はありません。

- 保護者が児童の初期評価または再評価に同意しない。または
- 保護者が同意を促す要請に返答しない。

IDEA が保護者の同意を必要とする活動（初期評価、サービスの初回提供、再評価）に加えて、メリーランド州法は IEP チームが以下のことを提案した場合、保護者の書面による同意を得るように規定しています。

- メリーランド州の高校卒業証書を発行しない、または履修単位を得られない代替教育プログラムに児童を登録する。
- 児童に必要な、州の代替カリキュラムに沿った代替教育評価を特定する。または
- COMAR 13A.08.04.05 に記載されている児童の行動に対処するために、IEP において拘束または隔離する。

上記の提案活動のいずれかに保護者が書面による同意をしない場合、IEP チームは以下の内容を知らせる保護者の同意の権利に関する通知書を IEP チームミーティング後 5 営業日以内に保護者に対し送付する必要があります。

- 保護者には提案された活動に対し同意または拒否の権利があること。および
- 保護者が IEP ミーティング後 15 営業日以内に書面による同意または拒否をしない場合、IEP チームは提案した活動を実施すること。

保護者が上記の提案された活動のいずれかに同意しない場合、IEP チームは教育条項 § 8-413（仲裁または適正手続き）に記載されている紛争解決手段を利用して問題を解決すること。

## 保護者代理人

以下のような場合、地域の主導機関または学校組織は、資格を有する児童を代理する保護者代理人を選定することができます。

- 保護者が特定できない。
- 公的機関が合理的努力しても児童の保護者を見つけられなかった。または
- 児童がメリーランド州の被保護者である。

### **保護者代理人の条件：**

- 児童の利益と相反しないこと。
- 児童を適切に代理できる知識とスキルを有していること
- 早期介入またはその他のサービスを児童または児童の家族に提供する州の公務員、またはサービス事業者の従業員でないこと。
- 公的機関から保護者代理人として給与を支払われているというだけの理由でエージェンシーの従業員とみなされないこと。

地域の主導機関または学校組織は、州教育長または教育長の被指名人に、保護者代理人の任命を通知します。保護者代理人は以下に関連するすべての事項について児童を代理します。

- 児童の評価および査定。
- 年次評価および定期的なレビューを含む、児童の IFSP 開発および実施。
- 児童の IEP の開発、レビュー、改訂。
- IFSP を通じた早期介入サービスの児童と家族への提供の継続。または
- IEP を通じた特殊教育と関連サービスの児童への提供。

### **州の被保護者の初期評価特別規則：**

児童が州の被保護者で自身の保護者と同居していない場合、以下の条件を満たせば、公的機関は児童が障害を有するかどうかを決定する初期評価に対する保護者の同意を必要としません。

- 合理的努力をしたにも関わらず、公的機関が児童の保護者を見つけられなかった。
- 保護者の権利が州法によって停止されている。または
- 裁判官が教育上の決定および初期評価に同意する権利を保護者以外の個人へ与えている。

## 独立教育評価

保護者が公的機関による評価に同意しない場合、保護者には児童の評価を公的機関に勤めていない別の人物に依頼する権利があります。

### **定義：**

- 独立教育評価とは、児童の教育に責任を持つ公的機関に勤めていない、適切な資格を有するスタッフが行う試験および査定の手続きです。
- 公費とは、公的機関が評価の全費用を支払う、つまり保護者の負担額 0 で評価を

行う場合をいいます。

保護者は、以下の手続きに従って、IDEAのもとで児童の独立教育評価を実施する権利を有します。公的機関は、独立教育評価の要請があれば、保護者の以下の情報を提供します。

- 独立教育評価を受けられる場所。および
- 独立教育評価に適用される公的機関の基準。

### 公的機関の基準：

独立教育評価が公費で行われている場合、評価の場所や審査官の資格を含む、独立教育評価の基準は、独立教育評価に対する保護者の権利と一致する範囲内で、公的機関の評価の基準と同じでなければなりません。上記の基準を除いて、公的機関は、公費で独立教育評価を受けることに関連する条件またはスケジュールを指定することはできません。

### 公費による評価に対する保護者の権利：

保護者が公的機関による評価に同意しない場合、保護者には公費で独立教育評価を実施する権利があります。保護者が公費による独立教育評価を要請する場合、公的機関は不必要な遅延なく、以下のどちらかを実施しなければなりません。

- 適正手続きによるヒアリングを開き、その評価が適切であることを示す。または
- 公的機関が適正手続きによるヒアリングにおいて保護者が実施した評価が公的機関の基準を満たしていないことを証明しない限り、独立教育評価が公費で実施されることを確認する。

公的機関が適正手続きによるヒアリングを開始し、公的機関の評価が適正であると最終決定がされた場合も、保護者には私費による独立教育評価を実施する権利があります。

保護者が独立教育評価を要請した場合、公的機関は保護者に公的評価を拒否する理由を訊ねることができます。しかし、保護者は説明する必要はなく、公的機関は公費による独立教育評価の実施または適正手続きによるヒアリングの開始を理由なく遅らせて、公的機関の評価を擁護することはできません。

### 保護者による評価：

保護者は、資格を持つ専門家を選定して私費で独立教育評価を実施する権利を常に有します。IFSP/IEP チームは、児童に対するFAPEの提供に関する決定をする際に、保護者が私費で実施した評価が公的機関の基準を満たしていればその情報を考慮しなければなりません。保護者が実施した私費による評価の結果は、児童に関する適正手続きによるヒアリングでも証拠能力を有します。

### 行政法審判官（ALJ）への評価依頼：

行政ヒアリング庁（OAH）の行政法審判官（ALJ）が適正手続きによるヒアリングの一部として独立教育評価の実施を要請した場合、評価の費用は公費となります。

## 情報の機密性

保護者は児童に関する記録をレビューし、その記録が正しくないと思う場合は公的機関にその記録の修正を要請する権利を有します。保護者は児童に関する情報の開示に同意する権利を有します。ただし、一定の条件下では同意は必要とされません。保護者は児童の早期介入または教育記録を秘密にし、必要がなくなった場合は児童の教育情報を破棄するよう公的機関に要請する権利を有します。

### 定義：

破棄とは、個人を特定する情報を物理的に破壊または削除し、身元を分からなくすることを意味します。

教育記録とは、早期介入記録を含む、34 C.F.R. パート 99（1974年の家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律 [FERPA]）に記載されている「教育記録」の定義の対象となる記録のことです。

関係機関とは、IDEAのパート C またはパート B に基づいて、個人を特定する情報を収集、維持、使用する機関、あるいはそのような情報を有する機関のことです。

個人を特定する情報とは以下のようなものです。

- 児童、児童の保護者、その他家族のメンバーの名前。
- 児童の住所。
- 児童の社会保障番号など、個人識別情報。または
- 児童の特徴や合理的な確実性をもって児童を特定可能なその他の情報。

### 保護措置：

各関係機関は、個人を特定可能な情報の収集、保管、開示、および破棄の各段階において、その秘密を守ります。公的機関に勤める職員の1人が、個人を特定可能な情報の秘密保護に責任を持ちます。上記の手続き上の保護措置に関する条件に加え、連邦および州の法律と規則が教育記録の保護について規定しています。個人を特定可能な情報を収集し使用する情報公的機関の職員は全員、個人を特定可能な情報の秘密を守る州の方針と手続きに関する訓練を受ける義務があります。各関係機関は、一般閲覧に備えて個人を特定可能な情報にアクセス権を持つ機関に勤める職員の氏名および役職に関する最新の一覧を維持する必要があります。

### 同意：

公的機関は、IDEA に基づいて個人を特定可能な情報を収集し使用する関係機関の職員以外の人物に開示する前に、または IDEA に基づいて障害を持つ児童に FAPE を提供する条件を満たす以外の目的で当該情報を開示する前に、保護者の同意を得なくてはなりません。障害を持つ児童が犯した犯罪の報告に関する法執行機関および司法当局による照会および執行に応じた開示には、FERPA が伝達を許可している範囲内に限り保護者の同意は必要とされません。

公的機関は、FERPA によって権限を与えられていない限り、教育記録の情報を保護者の同意なく関係機関に開示しません。MSDE は、公的機関に向けた方針と手続き（制裁

措置を含む) を策定しています。州政府はこれを根拠にその方針と手続、および秘密保護の要件を、IDEA および FERPA に従って、遵守するよう求めています。

各公的機関は、以下の内容を含む個人を特定可能な情報の秘密保護要件のすべてについて保護者に知らせる通知の送付方法を定めた手続を作成するよう求められています。

- 通知のうち、州内のさまざまな人口集団の母国語で記載される範囲の説明。
- 児童に関する個人を特定可能な情報の保持および必要な情報の種類の説明。
- 関係機関が保管、第三者への開示、保持および破棄に関して従わなければならない方針と手順の概要。
- 保護者が同意を拒否した場合に適用される方針と手続の説明。および
- FERPA に基づく権利および 34 C.F.R. § 99 に定められた実施規則を含む、当該情報に関する保護者および児童が有するすべての権利についての説明。

本格的な身元確認、所在確認、評価活動の前に、活動を実施する管轄区域全体に通知を公表し、新聞その他のメディアに発表し、またはその両方を利用して、保護者に適切に通知しなければなりません。

## アクセス権：

早期介入サービスを利用している児童と家族について、地域の主導機関は児童の早期介入記録のコピーを無料で保護者に提出します。各公的機関は、児童の身元確認、評価、教育環境、IFSP の開発と実施、および FAPE の提供に関して、収集し、保持し、使用した当該児童に関するあらゆる教育記録を保護者が検閲しレビューすることを許可しなくてはなりません。IFSP のサービスを利用している児童および家族について、地域の主導機関は不必要な遅延なく、IFSP に関するミーティングまたは適正手続によるヒアリングの前に、かつ要請から 10 日以内に、要請に応じます。

IEP のサービスを利用している児童について、公的機関は不必要な遅延なく、IEP に関するミーティングまたは適正手続によるヒアリングの前に、かつ要請から 45 日以内に、要請に応じます。このセクションに基づいて教育記録を検閲しレビューする保護者の権利には以下の権利が含まれます。

- 記録の説明と解釈に関する公的機関からの回答を合理的に要請する。
- 記録のコピーの提出がなければ、記録の検閲とレビューをする保護者の権利行使を妨げる場合、公的機関に記録のコピー提出を要請する。
- 保護者代理人に記録を検閲しレビューさせる。

公的機関は、後見人、別居、および離婚について定める適用州法に基づいて保護者が権限を有さない旨の勧告を受けていない限り、その児童に関する記録を閲覧しレビューする権利を保護者が有するとみなすことができます。

## アクセスの記録：

各公的機関は、保護者および公的機関の権限を有する職員以外で、IDEA のパート C またはパート B に基づいて収集し、保持し、使用した教育記録へのアクセス権を有する人物の記録を保管します。その中には、当該人物の氏名、アクセス権限の付与日、および当該人物に記録の使用を認めた目的が含まれます。教育記録に 1 人以上の児童の情報が含まれる場合、保護者には自身の児童に関する部分の情報のみについて通知されるか、検閲とレビューの権利が与えられます。各公的機関は、収集し、保持し、使用した教育

記録の種類と保管場所を保護者に知らせます。各公的機関は、保護者の教育記録を検閲しレビューする権利を妨げない範囲で、保護者に宛てた教育記録のコピー料金を請求できます。公的機関は教育記録に記載された情報の検索に対し料金を請求しません。

### 保護者の要請に応じた記録の修正：

保護者が IDEA に基づいて収集し、保持し、使用された教育記録の情報が不正確、誤解を招く、または児童のプライバシーその他の権利を侵害すると考える場合は、保護者は当該情報を管理する公的機関に対し、情報の修正を要請することができます。保護者の要請を受けた公的機関は、要請を受けてから合意的な期間内に情報を修正するかどうかを決定します。公的機関が保護者が要請した情報の修正を拒否した場合、拒否の事実と、教育記録に記載された情報に対し異議申立てを行うヒアリングに参加する権利があることを、保護者に通知します。教育記録に記載された情報に異議申立てをするためのヒアリングは、34 C.F.R. § 99.22 に定められている FERPA 手続きに従って行なわなければなりません。

公的機関は、要請があれば、教育記録に記載された情報に異議申立てをするヒアリングに参加する機会を保護者に与え、当該情報が不正確、誤解を招く、あるいは児童のプライバシーその他の権利を侵害するものではないことを確認します。ヒアリングの結果、公的機関が当該情報が不正確、誤解を招く、児童のプライバシーその他の権利を侵害するものであると決定した場合、公的機関は情報を修正し、修正の事実を書面で保護者に通知します。ヒアリングの結果、公的機関が当該情報は不正確、誤解を招く、児童のプライバシーその他の権利を侵害するものではない、と決定した場合、情報に対するコメントまたは公的機関の決定に同意しない理由を児童についての記録に書き入れる権利について、保護者に通知します。

児童に関する記録に書き入れるコメントは、以下の条件を満たす必要があります。

- 対象となる記録または問題の部分を児童の記録の一部として公的機関が保持していること。
- 児童の記録または問題の部分のコピー要請があれば、コメントを開示すること。

### 情報の破棄手続き：

公的機関は、IDEA に基づいて収集し、保持し、使用した個人を特定可能な情報が、児童への早期介入または教育サービスに必要なくなった場合は、保護者に通知する必要があります。情報は保護者の要請があつてから破棄しなければなりません。ただし、児童の氏名、住所、電話番号、学年、出席記録、出席クラス、修了した学年、および修了年に関する恒久的な記録は、無期限に保持されます。

### 児童の権利：

FERPA の規則に基づく、児童の教育記録に関する保護者の権利は、当該児童の障害が州法で無資格者の条件として定められていない限り、当該児童が 18 歳に達した時点で本人に移転します。IDEA のパート B に基づいて保護者の権利が成年に達した児童に移転した場合、教育記録に関する権利も当該児童に移転します。ただし、公的機関は IDEA で定められている通知は保護者とその児童の双方に送付しなくてはなりません。詳しい情報については、「児童が成年に達した場合の保護者の権利移転」を参照してください。

## 懲罰情報：

公的機関は、健全な児童の記録に記載され伝達される懲罰情報と同程度まで、児童に対する現在または過去の懲罰情報を記録に記入し、当該懲罰情報を伝達することができます。記入内容として、懲罰処分を要した児童の行為、懲罰処分の説明、児童および関係した人物の安全に関するその他の情報などがあります。児童が転校する場合、当該児童の現在の IEP および当該児童に対する現在または過去の懲罰処分に関する説明も記録として移転されます。

## 障害児に対する懲罰

以下の情報は、Extended IFSP または IEP のサービスを利用している、3 ～ 21 歳までの障害を持つ児童に関するものです。

公的機関が児童に対し一定の懲罰処分を行った場合、その保護者には特定の手続きをして保護を受ける権利があります。公的機関は、児童が生徒行動規範に違反したことを理由に 1 学年中に 10 日以上出席停止処分を受けた場合、当該児童に教育サービスを提供しなければなりません。

## 定義：

このパートの用語は、以下の意味で使用されています。

- 規制薬物とは、規制物質法 (21 U.S.C. 812 (c) ) セクション 202 (c) の附属書 I、II、III、IV または V に定義されている薬物または他の物質を意味します。
- 違法薬物とは、規制物質を意味しますが、資格を有する医療従事者の監督の下で法的に所有または使用されている物質、または IDEA またはその他の連邦法の定めに基づいて法的に所有または使用されている物質は含まれません。
- 武器とは、合衆国法典第 18 編第 930 条第 1 項 (g) のパラグラフ (2) に基づき、「危険な武器」を意味する用語です。
- 重大な身体的傷害とは、極めて高い死亡の危険、極度の身体的苦痛、長期間に及ぶ明白な外傷、身体部位、臓器、または精神的能力の機能障害の長期間にわたる喪失 (18 USC 13645 (h) 3) をの原因となる身体の損傷を意味します。

## 教職員の権限：

教職員は、すべての児童に適用される懲罰方針に従って、違反行為ごとに一度に授業日数 10 日間以下で行動規範に違反した障害を持つ児童を出席停止処分にできます。ただし、当該停学処分が現在の教育環境から以下の環境への移動を構成すると判断されない場合に限りです。

- 暫定的な代替教育環境。
- 別の教育環境。または
- 停学。

1 学年中の出席停止期間（1 回の出席停止につき 10 日以内）が延べ 10 日間以上に達した場合、対象児童の IFSP チームまたは IEP チームは、総合学科に参加して IEP の目標を達成するのに必要なサービスの延長を決定します。

教職員は、行動規範に違反した障害を持つ児童の教育環境の変更が適切かどうかを判断する際に、ケースバイケースで個別の状況を検討することができます。教育環境の変更には、10 日間連続の出席停止や、パターンになっている一連の出席停止などがあります。懲罰処分により教育環境が変更される場合、公的機関は、手続上の保護措置に関する文書と公的機関が決定を下す日付を通知します。

## マニフェステーション決定：

行動規範違反を理由とする教育環境の変更決定から 10 授業日以内に、保護者と児童の IFSP チームまたは IEP チームは児童が受けている IFSP または IEP、教師の観察記録、保護者が提供した関連情報を含む、児童のファイルに記載されているすべての関連情報をレビューし、問題の行動が以下に該当するかどうかを決定しなければなりません。

- 児童の障害が原因である、あるいは直接的実質的關係がある。または
- 公的機関が児童の IFSP または IEP 実施に失敗したことによる直接的結果である。

IEP チームが上記のいずれかに当てはまると判断した場合、当該行動は児童の障害の発現（マニフェステーション）であると決定されます。

問題の行動が児童の障害の発現である場合、IFSP チームまたは IEP チームは以下を実施しなければなりません。

- 公的機関が過去に行っていない場合は、児童の機能的行動評価を行い、行動介入計画を作成する。
- 児童の行動介入計画が既に存在している場合は、その計画を見直して問題の行動に対処するために必要な修正をする。
- 保護者と公的機関が教育環境の変更に同意しない限り、行動介入計画修正の一部として児童を元の教育環境に戻します。ただし、児童が薬物、武器または重大な身体的障害を理由として暫定代替教育環境への出席を停止されていた場合は除きます。

問題行動が児童の障害の発現ではない場合、教職員は当該児童を他の児童と同じように処罰することができます。ただし、適切な教育サービスの提供は継続しなければなりません。

## 教育環境の変更：

問題行動が障害の発現かどうかに関わらず、児童が 10 日間以上出席停止になり、教育環境の変更該当している場合、あるいは児童が薬物、武器または重大な身体的傷害を理由として暫定代替教育環境（IAES）に移動している場合、児童は総合教育カリキュラムに参加して IEP に設定された目標を達成するために別の教育環境で引き続きサービスを受けることができます。また、児童は、適切な場合は、機能的行動評価と違反行動の再発を防ぐために構築された修正行動介入サービスを受けなければなりません。IEP チームは適切なサービスとサービスの提供場所を決定します。

## 暫定代替教育環境：

教職員は、問題行動が児童の障害の発現であるかどうかに関わらず、児童が以下のような行動をとった場合には最大 45 授業日数の間、当該児童を出席停止にし、暫定代替教育環境へ移動させることができます。

- 州または地域の公的機関の管轄下にある学校、学校施設、または学校行事に、武器を持ち込む、または所有する。
- 州または地域の公的機関の管轄下にある学校、学校施設、または学校行事において、不法薬物を故意に所有する、使用する、あるいは規制薬物を販売し、または販売を懇願する。
- 州または地域の公的機関の管轄下にある学校、学校施設、または学校行事において、他人に重大な身体的傷害を負わせる。

## 懲罰処分への不服申立て：

保護者が障害の発現に関する決定または腸罰を理由にした教育環境に関する決定に不服の場合、行政ヒアリング庁（OAH）および公的機関に適正手続きに従って不服を申立てることができます。公的機関が、児童を現在の教育環境に置くことが実質的に当該児童や他人への傷害につながると考える場合、公的機関は OAH および保護者に対し適正手続きに従って申立てを行うことができます。

行政法審判官（ALJ）は、本文書の「紛争の解決」セクションに記載されている手続きに従って、適正手続きによるヒアリングを実施します。ヒアリングは、適正手続きに基づく不服申立てから 20 授業日以内に実施されます。また、ヒアリング実施後 10 授業日以内位に決定が下されます。

懲罰に対する不服申立てに関する決定をする場合、ALJ は以下の措置を取ります。

- 出席停止になっていた教育環境へ児童を戻す。または
- 児童が現在の教育環境に居続ければ、本人または他人への傷害につながると ALJ が判断した場合は、児童の教育環境を 45 授業日以内に適切な暫定代替教育環境に変更することを命じる。

保護者または公的機関から適正手続きによる不服申立てがあった場合、保護者と公的機関が別途合意しない限り、児童は ALJ の決定が下されるまで、または指定された期間が満了（45 授業日以内）するまでの、いずれか早い方の期日が来るまで暫定代替教育環境に残ります。

## 資格未決定の児童：

特殊教育を受ける資格が未定かつ何らかの規則または行動規範に違反する行動をとった児童は、公的機関が問題の行動をとる前に当該児童に障害があることを知っていた場合は、提供される保護措置の適用を主張できます。

以下の場合、懲罰処分の対象となる行動が起こる前に公的機関が児童の障害を知っていたこととなります。

- 保護者が児童に特殊教育と関連サービスであることを公的機関の監督官または監理担当官あるいは児童の担任に宛てて書面で表明していた場合。
- 保護者が評価の実施を要請していた場合。または
- 児童の担任またはその他の教職員が、児童の行動パターンについて、特殊教育責任者または公的機関の管理職に直接具体的な懸念を表明していた場合。

以下の場合、公的機関が児童の障害を知っていたとはみなされません。

- 保護者が公的機関による児童の評価を拒否していた場合。
- 保護者が公的機関による特殊教育サービスの提供を拒否していた場合。または
- 児童の評価の結果、IDEA に定められている障害を持つ児童とは認められなかった場合。

公的機関が懲罰処分の前に児童の障害について知らなかった場合、当該児童には動揺の行動をした健常児と同じ方法で懲罰が与えられます。

保護者が児童の懲罰中に評価の要請をした場合、評価は優先的に実施されなければなりません。決定が下されるまでの間、児童は学校当局が指定した教育環境に残ります。公的機関の評価と保護者が提供した情報に基づいて、児童に障害があると認められた場合は、公的機関は特殊教育と関連サービス、および障害を持つ児童に懲罰を与えるに当たってすべての手続き上の保護措置を提供します。

## 法執行機関と司法機関による照会と措置：

IDEA は公的機関が犯罪を適当な政府当局および法執行機関に通報することを禁じていません。司法当局は、連邦法および州法を適用し、障害と持つ児童の犯罪行為を取り締まります。犯罪を通報する機関は、COMAR 13A.08.02 の「生徒の記録」が規定している範囲内で、保護者の同意のもと、あるいは方針中の保護者の同意に関する例外規定に従って、当該児童の特殊教育と懲罰記録のコピーを適当な政府当局へ提出します。

## 公費を利用した保護者による一方的な児童の 私立学校への就学選定

**IDEA** は、公的機関が無料の適切な公教育（FAPE）を利用可能としたにも関わらず保護者が児童を私学へ就学させた場合、公的機関に私立学校へ通う障害を持つ児童の早期介入、特殊教育および関連サービスを含む教育費の支払いを求めています。

**IDEA** は、公的機関が無料の適切な公教育（FAPE）を利用可能としたにも関わらず保護者が児童を私学へ就学させた場合、公的機関に私立学校へ通う障害を持つ児童の特殊教育および関連サービスを含む教育費の支払いを求めています。ただし、公的機関は連邦政府の規則に従って、児童を保護者が私学へ就学させた児童グループに含めます。**FAPE** の利用と支払責任をめぐる保護者と公的機関の間の紛争は、**IDEA** が定める適正手続きによる不服申立て手続きに従うものとしします。詳しい情報については、「紛争の解決」セクションを参照してください。

障害を持つ児童が過去に公的機関の管轄する特殊教育および関連サービスを利用しており、その保護者が公的機関の同意または照会なく当該児童を私立の幼稚園、小学校、中学校へ就学させた場合であって、**ALJ** または裁判所が公的機関が当該児童に入学前の適切な時期に **FAPE** を利用可能な状態にしなかったこと、および私学への就学が適切であると認めた場合は、**ALJ** または裁判所は公的機関に対し保護者への入学費の補償を命じます。**ALJ** または裁判所は保護者による教育環境の選定が公的機関が提供する教育に適用される州の基準を満たしていないとしても、それを妥当であると判断することがあります。

### **補償の制限：**

以下のような場合、補償は **ALJ** または裁判所によって減額または拒否されることがあります。

- 児童が公立学校を出席停止になる前に保護者が参加した最後の **IEP** チームミーティングにおいて、保護者が公費で児童を私立学校へ就学させることへの関心や意図を含め、公的機関が **FAPE** を提供するために提案した教育環境を拒否していることを **IEP** チームに伝えなかった。または
- 保護者が児童を公立学校から退学させる少なくとも 10 営業日（休日中の営業日も含む）前に、保護者が児童の公的教育環境に関する懸念、および児童を退学させる意思を公的機関に書面で通知しなかった。または
- 保護者が児童を公立学校から退学させる前に、公的機関が児童の評価を実施する意向（適切かつ合理的な評価の目的に関する説明を含む）を保護者に事前通知書で送付していたが、保護者が児童に評価を受けさせなかった。または
- 保護者の行動が非合理的であると司法当局が認めた。

上記の通知条件に関わらず、補償額は以下のように取り扱われます。

- 以下の条件に当てはまる場合、上記の通知をしなかった保護者にも補償額が減額または拒否されることはありません。
  - 公的機関が保護者が通知することを妨害した。
  - 保護者が上記の **IDEA** 通知要件を満たす通知書を受け取っていないかった。

- 通知要件を遵守することが児童に身体的危害を及ぼすと考えられた。および
- 裁判所または ALJ の裁量により、以下のような場合には通知をしなかった保護者にも減額または拒否されない可能性があります。
  - 保護者に英語の読み書き能力がない。または
  - 上記の通知要件を遵守することが児童に深刻な感情的苦痛を及ぼすと考えられた。

## 児童が成年に達した場合の保護者の権利移転

メリーランド州では、限られた状況を除いて、障害を持つ児童が成年に達しても保護者の権利が当該児童に移転することはありません。

メリーランド州法では、一定の限られた状況では、IDEA のもとで保護者に与えられたすべての権利が障害を持つ児童に移転します。この移転は、当該児童が州法に従って無資格者ではないと認められ、かつ以下の記録が存在する場合に、当該児童が 18 歳に達した時に起こります。

- 保護者に面会できない、または不明であって、児童が保護者代理人の任命よりも保護者の権利を自身に移転することを希望している。
- 公的機関が前年に保護者に参加を繰り返し促したにも関わらず、保護者が児童の特殊教育意思決定プロセスに参加していない。
- 保護者が特殊教育意思決定プロセスへの参加を断固として拒否した。
- 保護者が長期に渡る入院、施設収容、重病、片親または両親の虚弱により特殊教育意思決定プロセスに参加できず、かつ当該保護者が児童への権利移転に同意している。
- 保護者に本人たちでは制御できない特別な事情があり、特殊教育意思決定プロセスに参加できず、かつ当該保護者が児童への権利移転に同意している。または
- 児童が保護者の家では生活しておらず、また別の公的機関のケアまたは管理を受けていない。

障害を持つ児童と一緒に住む保護者が、18 歳に達した児童への権利移転に同意せず、かつ当該児童が州法のもとでは無資格者とは認められない場合、児童と保護者のどちらかが権利移転を決定する適正手続きによる申立てを行うことができます。

障害を持つ児童に対し、連邦政府と州の法律と規則に基づいて保護者代理人が任命されている場合、公的機関は連邦政府と州の法律と規則に基づいて児童と保護者代理人の双方に通知書を送付します。州法のもとで児童が無資格者とは認められず、かつ当該児童が権利の移転を希望する場合は、IDEA に基づいて保護者代理人に与えられているその他のすべての権利は児童に移転します。

## 紛争の解決

保護者と公的機関は、児童の早期介入、特殊教育プログラムおよび関連サービスに関する紛争を解決するために以下の手続きを利用できます。解決の選択肢として、仲裁、州への不服申立て、適正手続きによる不服申立てがあります。

### 仲裁：

仲裁は、障害を持つ児童の保護者と当該児童の教育に責任を持つ公的機関の紛争を解決するために利用できるプロセスです。

IEP チームミーティング中に、保護者が児童の IEP または提供される特殊教育サービスに同意しない場合、IEP チームは、分かりやすい言葉で保護者に以下の内容を伝えます。

- 仲裁を要請する保護者の権利についての口頭または書面による説明。
- 保護者が仲裁プロセスに関する詳しい情報を入手するための、電話番号を含む連絡先情報。および
- その地域の無料弁護士およびその他の無料または低コストで利用できる法律サービスおよび関連サービスの情報。

保護者は、仲裁に関する情報を保護者の母国語に翻訳するよう要請することができます。保護者が話している母国語が地元の学校システムの生徒数の 1% を超えている場合、IEP チームが要請日から 30 日以内に翻訳文書を保護者に提出します。

効率的な仲裁技術の訓練を受け、資格を取得した行政ヒアリング庁 (OAH) の職員が仲裁を担当します。OAH が選出した人物には、個人的または職業上の利益相反関係はありません。

- 仲裁は、児童の保護者または早期介入または教育に責任を持つ公的機関が無料で利用できます。これには仲裁を勧めるため保護者と面会する費用も含まれます。
- 仲裁の要請は、児童の早期介入または教育に責任を持つ公的機関と OAH に対して行います。保護者による仲裁の申請を支援するため、公的機関および MSDE のウェブサイト：[www.marylandpublicschools.org](http://www.marylandpublicschools.org) から申請フォームを入手することができます。さらに支援が必要な場合は、公的機関の特殊教育課または MSDE の特殊教育/早期介入サービス課 (410-767-7770) までお問い合わせください。
- 保護者または公的機関は仲裁中に専門家の付き添いまたは助言を受けることができます。
- 一般に、仲裁セッションは書面による要請の受領から 20 日以内に、保護者と公的機関に都合の良い場所で開催されます。
- 仲裁セッションは非公開です。仲裁中の議論は秘密にされ、その後の適正手続きによるヒアリングまたは民事裁判において証拠能力は有しません。保護者または公的機関は、仲裁の開始前に秘密保持誓約書に署名するよう求められることがあります。
- 仲裁において当事者間で合意した内容は契約書に記載され、この種の訴訟を扱う州立裁判所および連邦地方裁判所において法的強制力を有します。
- 公的機関は、保護者の適正手続きによる不服申立て訴訟を傍聴する権利を拒否または遅延させるために仲裁を利用してはいけません。

## 仲裁を促すミーティング：

公的機関は、仲裁プロセスを利用しない選択をした保護者に都合の良い場所で一度面会し、仲裁プロセスの利点を説明し、仲裁プロセスを利用するよう促すことができます。

## 州への不服申立てと適正手続きによる不服申立ての違い：

仲裁に加えて、保護者は公的機関との紛争を解決するために、州への不服申立てまたは適正手続きによる不服申立て手続きをする権利を有しています。このふたつの不服申立ては規則も手続きも異なるものです。

IDEA の規則は州への不服申立てと適正手続きによる不服申立てに別々の手続きを定めています。以下に説明するように、個人または組織は IDEA の要件に公的機関が違反したとして州へ不服申立てをすることができます。身元確認、評価、早期介入サービスまたは障害と持つ児童の教育環境、または児童への無料の適切な公教育 (FAPE) 提供に関する問題について適正手続きによる不服申立てができるのは、保護者と公的機関だけです。

一般に、スケジュールが正当な理由で延長されない限り、MSDE の職員は州への苦情申立てを 60 暦日以内に解決しなければなりません。ALJ は、適正手続きによる不服申立て（話し合いまたは仲裁によって解決していない場合）を受理し、ALJ が保護者または公的機関の要請を受けて一定のスケジュール延長を認めていない限り、解決期間終了後 45 暦日以内に決定を記載した書面を送付します。

このふたつの選択肢の概要と比較については、本文書の付属文書をご覧ください。

## 州への不服申立て：

個人と組織には、メリーランド州教育局 (MSDE) を相手方として州に不服申立てをする権利があります。州が調査を実施するために、不服申立書は IDEA 規則に定められている一定の条件を満たす必要があります。

個人または組織が、公的機関が早期介入、特殊教育の要件について定める連邦または州の法律または規則に違反していると考えられる場合、または公的機関が適正手続きによるヒアリング決定を実施していないと考える場合は、州へ不服申立てをすることができます。不服は、MSDE を相手方として申立て、宛先は、Assistant State Superintendent, Division of Special Education/Early Intervention Services, MSDE, 200 West Baltimore Street, Baltimore, Maryland 21201 (メリーランド州特殊教育/早期介入サービス課、州監督官補佐) とします。MSDE を相手方に州に不服申立てをする個人または組織は不服申立書のコピーを公的機関に同時に送付する必要があります。不服申立てを支援するため、手続きの詳細と申立書が MSDE のウェブサイト：[www.marylandpublicschools.org](http://www.marylandpublicschools.org) に用意されています。あるいは、課の申立内容調査および適正手続き部門 (410-767-7770) までお電話ください。

州への不服申立てには以下の事項を含む必要があります。

- 公的機関が連邦または州の法律または規則要件に違反した旨の記述。
- 違反に関する記述の根拠となる事実。
- 州へ不服申立てをした個人/組織の署名および連絡先情報。および

- 州への不服申立てが特定の児童に関する違反を主張するものである場合は、以下の事項を含める必要があります。
  - 児童の氏名および住所。
  - 児童が就学している学校の名前。
  - 住所不定の児童または青少年の場合は、連絡方法に関する情報と通っている学校の名前。
  - 問題に関連する事実を含め、児童に関する問題の性質の説明。および
  - 州への不服を申立てた時点で既知かつ利用可能な範囲内での問題の解決策。

州への不服申立ては、州が受理した時点から過去1年以内に発生した違反について主張するものでなくてはなりません。MSDEは、州への不服申立てを受理してから60暦日以内に結果を発送します。また、以下の場合は60日間スケジュールを延長します。

- 特定の不服に関して、異例の事態が存在する。または
- 関係する保護者および公的機関が、仲裁または別の紛争解決手段にかかる期間の延長に自発的に同意している。

MSDEは最低限、以下の事項を実施します。

- 必要と認められた場合、独立した現場調査の実施。
- 申立人に、州への不服の申立て内容に関する追加情報を口頭または書面で提出する機会を与える。
- すべての関連情報をレビューし、公的機関が連邦法および州法の要件に違反しているかどうかについて独立した判断を下す。および
- 不服申立人および公的機関に、申立内容の各主張への所見、判明した事実および結論を含む、最終決定を記載した書面を送付する。

決定通知書には、必要に応じて、要件を遵守するための技術援助活動、交渉、是正措置を含む、最終決定の理由と最終決定の効果的な実施手順も記載されています。MSDEが公的機関が適切なサービスを提供できなかったと判断した場合、最終決定通知書には公的機関が取るべき児童のニーズに合ったサービスの拒否に対する救済手段と、障害を持つすべての児童に対する将来の適切なサービスについても記載されています。

## 州への不服申立ての解決：

紛争の解決には、仲裁およびその他の非公式な手段が利用可能であり、また推奨されません。当事者間で紛争が解決できる場合は、MSDEは連邦規則に基づく調査を実施する必要はありません。

## 適正手続きによるヒアリングの対象となる州への不服申立ての解決：

MSDEが、適正手続きによるヒアリングの一部である州への不服申立てを受理した場合、または州への不服申立てに1つまたは複数のヒアリングの対象となっている複数の問題が含まれている場合、MSDEは適正手続きによるヒアリングの一部となっている州への不服申立ての一部を、ヒアリングの結果が出るまで一時停止しなければなりません。ただし、適正手続きによるヒアリングの一部ではない州への不服申立ての問題は上記のスケジュールと手続きに従って解決する必要があります。同じ当事者たちが関係し、過去に適正手続きによるヒアリングで決定の出た州への不服申立てで取り上げられている問

題については、ヒアリングによる決定が拘束力を持ち、MSDE が申立人にその発効を通知します。

## 適正手続きによる不服申立て：

保護者と公的機関は、身元確認、評価、早期介入サービス、教育環境、または児童への無料の適切な公教育（FAPE）提供に関する問題について適正手続きによる不服申立てができます。

適正な手続きによる不服申立ては、保護者または公的機関が当該申立ての根拠とされる違反行為を知ってから、または知ったであろう時点から 2 年以内に行わなければなりません。

公的機関が適正手続きによる不服申し立ての対象となっている問題が解決したと誤って表明したため、あるいは公的機関が IDEA のもとで提出が求められている保護者からの情報を公表しなかったために、保護者が適正手続きによる不服申し立てできなかった場合、このスケジュールは適用されません。

適正手続きによる不服申し立てをするには、保護者または公的機関（または保護者の弁護士または公的機関の弁護士）が、一方の当事者と OAH を相手方として適正手続きによる不服申立書を提出する必要があります。申立書には以下の事項すべてを記載し、それを秘密にしなければなりません。

保護者の不服申立てを支援するため、早期介入サービスを提供する公的機関、児童の通う学校、および MSDE のウェブサイト：[www.marylandpublicschools.org](http://www.marylandpublicschools.org) から **Request for Mediation and Due Process Complaint Form**（仲裁および適正手続きによる不服申し立て申請書）を入手することができます。さらに支援が必要な場合は、公的機関の早期介入課、特殊教育課、または MSDE の特殊教育および早期介入サービス課（(410) 767-7770）までお問い合わせください。

## 適正手続きによる不服申立申請書の記載事項：

適正手続きによる不服申立書には以下の事項を記載します。

- 児童の氏名
- 児童の住所（住所不定の児童については連絡方法）
- 児童が就学している学校の名前
- 児童の教育に責任を持つ公的機関の名前（地域の学校組織）
- 問題に関連する事実を含め、提案されたまたは拒否された入学または転校に関する児童の問題の説明。および
- 不服申立て時点で既知かつ利用可能な範囲内での問題の解決策。

保護者または公的機関（または保護者の弁護士または公的機関の弁護士）が上記の情報を含む適正手続きによる不服申立書を提出するまで、保護者または公的機関は適正手続きによるヒアリングに参加できません。

## 適正手続きによる不服申立てへの回答：

当事者が適正手続きによる不服申立書を提出すると、児童の早期介入と教育に責任を持つ公的機関は以下を実行します。

- 保護者に利用可能な無料または低コストの法律サービスまたはその他の関連サービスを通知する。
- 保護者に手続き上の保護措置に関する文書のコピーを送付する。
- 仲裁が利用できることを保護者に通知する。

公的機関が適正手続きによる不服申立てにおいて保護者が取り上げた問題に関する事前通知書を保護者に送付していなかった場合は、公的機関は適正手続きによる不服申立てから 10 日以内に保護者に以下の内容を含む回答書を送付する。

- 公的機関が特定の活動を提案または拒否している理由の説明。
- 公的機関が考慮していたその他の選択肢についての説明と、それらの選択肢が拒否された理由。
- この通知が評価についての最初の照会ではない場合、障害を持つ児童の保護者には本セクションに記載されている手続き上の保護措置が適用される旨と手続き上の保護措置に関する文書のコピーを入手する方法についての説明。
- 保護者が IDEA の条項を理解するための支援を得られる連絡先。

この回答は、公的機関が必要に応じて、保護者の適正手続きによる不服申立書が不十分であると主張することを排除するものではありません。

適正手続きによる不服申立ての相手方（保護者または公的機関）は、適正手続きによる不服申立書を受領してから 10 暦日以内に、適正手続きによる不服申立ての対象となっている問題に対する具体的な回答を相手方に送付しなければなりません。

## 通知の十分性：

適正手続きによる不服申立書は、申立ての相手方となった当事者が OAH およびもう一方の当事者に、当該申立書の記載事項が要件を満たしていないとする通知を、申立書受領から 15 日以内に書面で通知しない限り、十分であるとみなされます。不十分の通知を受領してから 5 日以内に、OAH は適正手続きによる不服申立書が記載要件を満たしているか判断し、その結果を速やかに当事者に書面で通知します。

当事者は、もう一方の当事者が以下に記載する解決ミーティングを通じて問題の解決する機会を与えることを書面で同意した場合、または OAH が適正手続きによるヒアリングが開催される 5 日前までに許可した場合に限り、適正手続きによる不服申立書を修正します。解決ミーティングおよび適正手続きによるヒアリングのスケジュールは、修正された適正手続きによる不服申立書が提出されてから再度開始します。

## 手続き中の児童の身分：

保護者と公的機関の間に別段の合意がない限り、行政手続きや司法手続の期間中（懲罰のセクションで規定されている場合を除く）は、児童は現在の早期介入および教育環境に留まります。当該手続きが公立学校への初回入学のための最初の申請に関わる場合、保護者の同意を得た上で、児童はすべての手続きが完了するまで公的プログラム環境に在籍します。ALJ が、保護者による早期介入サービスまたは教育環境の変更が適切であ

るといふ決定を下した場合、その後の申立て手続き期間中も当該環境が児童の現在の教育環境となります。

## 解決プロセス：

公的機関は、保護者の適正手続きによる不服申立書を受領してから 15 暦日以内であつて、適正手続きによるヒアリングが始まる前に、保護者および保護者の適正手続きによる不服申立書に記載されている事実について具体的な知識を持つ個別家族サービス計画（IFSP）チームまたは個別教育プログラム（IEP）チームの関係メンバーまたはメンバーとでミーティングを開催しなければなりません。

このミーティングは以下の条件を満たすものとします。

- 公的機関を代表して決定権を持つ公的機関の担当者が出席すること。
- 保護者が弁護士を帯同しない限り、公的機関を代表する弁護士は出席しないこと。

保護者と公的機関がミーティングに出席する IFSP または IEP チームの関係メンバーを決定すること。このミーティングの目的は、保護者が適正手続きによる不服申し立てとその根拠となる事実について議論することで、公的機関が紛争を解決する機会を得ることにあります。

以下の場合は解決ミーティングを開催する必要はありません。

- 保護者と公的機関がミーティングを放棄することについて書面で同意している。
- 保護者と公的機関がミーティングを仲裁を利用することで同意している。
- 公的機関が適正手続きによる不服申し立てを開始した。

公的機関が申立書を受領してから 30 暦日以内（解決期間）に適正手続きによる不服申し立てを保護者が満足する形で解決できなかった場合、適正手続きによるヒアリングを開催します。

最終決定までの 45 日間のスケジュールは、「30 暦日の解決期間の調整」セクションまたは「優先スケジュール」セクションに記載されている以下のいずれかの状況が当てはまらない限り、30 日間の解決期間の終了時に開始します。

## 30 暦日の解決期間の調整：

保護者と公的機関が解決プロセスの延長、解決プロセスの放棄、または仲裁を利用することに同意した場合を除き、保護者が解決ミーティングに出席しなければ、解決プロセスと適正手続きによるヒアリングのスケジュールはミーティングが開催されるまで遅延することになります。

合理的努力を行ってそれを記録しても、公的機関が保護者を解決ミーティングに出席させることができなかった場合は、公的機関は、30 日間の解決期間の最終日に、ALJ に適正手続きによる不服申立てを棄却するよう要請することができます。公的機関の努力に関する文書には、以下のような、相互に合意した時間と場所を設けようとする試みの記録が含まれていなければなりません。

- 行った、または試みた通話の詳細な記録およびそれらの通話の結果。
- 保護者に送付した通信文書と受け取った回答ののコピー。および
- 保護者の家または雇用場所への訪問の詳細な記録とその訪問の結果。

公立機関が保護者の適正手続きによる不服申立通知書を受領してから 15 暦日以内に解決ミーティングを開催しない場合、または解決ミーティングに参加しない場合、保護者はヒアリングの開始と 45 暦日以内に決定を出すよう要請することができます。

保護者と公的機関が解決ミーティングの放棄を書面で同意している場合は、適正手続きによるヒアリングまでの 45 日間のスケジュールは翌日に開始します。

仲裁または解決ミーティングの開始後であって、30 日間の解決期間の最終日前に、保護者と公的機関が合意が不可能である旨を書面で同意した場合、適正手続きによるヒアリングまでの 45 日間のスケジュールは翌日に開始します。

保護者と公的機関が仲裁を利用することに同意した場合、30 日間の解決期間の最終日に、両当事者は合意に至るまで仲裁プロセスを継続することを書面で同意することができます。ただし、保護者または公的機関のどちらかが仲裁プロセスから離脱する場合は、適正手続きによるヒアリングまでの 45 日間のスケジュールは翌日に開始します。

### 解決後の和解契約：

解決ミーティングで紛争の解決に至った場合は、保護者と公的機関は以下のような法的拘束力を有する契約を結ばなくてはなりません。

- 保護者と契約締結の権限を持つ公的機関の代表者の署名。および
- 管轄権を有する州裁判所（この種の訴訟を受理する権限を持つ州裁判所）または連邦地方裁判所において法的強制力を有する。

保護者と公的機関が解決ミーティングの結果和解契約を結んだ場合、いずれかの当事者は 3 営業日以内に当該契約を取り消すことができます。

### 適正手続きによるヒアリング：

紛争に関係する保護者または公的機関には、適正手続きによる不服申立てをされた場合に公平な適正手続きによるヒアリングに参加する機会が与えられます。

### 行政法審判官（ALJ）：

- 行政ヒアリング庁の職員です。
- ヒアリングにおける客観性について、個人的または職業上の利害相反はありません。
- IDEA の条項、IDEA に関する連邦と州の規則、および IDEA の法的解釈について知識を有し、理解しています。および
- 適切かつ一般的な法律実務に則って、ヒアリングを実施し、決定を下し、記録するための知識と能力を有しています。

### 適正手続きによる不服申立ての対象：

適正手続きによる不服申立てをする当事者（保護者または公的機関）は、もう一方の当事者の同意がない限り、申立てで対象としなかった問題を適正手続きによるヒアリングで取り上げることはできません。

### ヒアリングへ参加する権利：

両当事者には、適正手続きによるヒアリング（IDEA の懲罰手続きに関するヒアリングを含む）について、以下の権利があります。

- 州政府法 § 9-1607.1、メリーランド州注釈付法令集に基づいて、本人または弁護士が適正手続きによるヒアリングに出席する。
- 弁護士および専門知識を有し、障害を持つ児童の問題に関する訓練を受けた個人を帯同する。
- 証拠を提示し、比較し、詰問し、証人の出席を要求する。
- ヒアリング開催前5日以前に開示されなかった証拠を、ヒアリングで提出することを差し止める。
- 書面、または保護者の選択によっては電子形式でヒアリングの逐語的な記録を入手する。
- 書面、または保護者の選択によっては電子形式で、明らかになった事実または決定の内容を入手する。

### その他の情報公開：

適正手続きによるヒアリングの少なくとも5営業日前までに、保護者と公的機関はヒアリングで提出しようとしている、当日までに実施されたすべての評価結果と当該評価に基づく勧告内容を互いに開示しなくてはなりません。ALJは、この要件を遵守していない当事者が、もう一方の当事者の同意なくヒアリングにおいて関連する評価または勧告を提出することを差し止めることがあります。

### 保護者の権利：

保護者は以下の権利を有します。

- 児童を出席させる。
- ヒアリングを公開する。および
- ヒアリングの内容、明らかになった事実、下された決定の記録を無料で入手する。

### ヒアリングの決定：

児童が無料の適切な公教育（FAPE）を受けたかどうかについてのALJの決定は、実質的な根拠に基づくものでなくてはなりません。手続き違反の問題では、ALJは以下のような手続き上の不備がある場合に限り、児童がFAPEを受けられなかったと判断する場合があります。

- FAPEを受ける児童の権利を妨害した。
- 児童へのFAPEの提供に関する意思決定プロセスに保護者が参加することを著しく妨げた。または
- 教育上の利益を奪う原因となった。

上記の規定は、ALJが公的機関にIDEAのパートB（34 CFR 300.500～300.536）に基づいて連邦規則の手続き上の保護措置条項の要件を遵守するよう命令することを妨げるものではありません。

### 適正手続きによる不服申立ての分離：

IDEAの手続き上の保護措置条項には、保護者が既に申し立てた適正手続きによる不服とは別に、ある問題について適正手続きによる不服申立てをすることを妨げるものではありません。

## ヒアリングのスケジュールと便宜：

30 暦日の解決ミーティングの終了後 45 日以内、または「30 暦日の解決期間の調整」または「優先スケジュール」に記載されている調整期間終了後から 45 暦日以内に、

- ヒアリングの最終決定が下されます。および
- 決定書のコピーが各当事者に送付されます。

ALJ はいずれかの当時の要請によって、45 日間の期間の延長を期限を切って認める場合があります。双方からのヒアリングは一度に保護者と児童に便利な場所で行ないます。

## 優先スケジュール：

公的機関は、障害を持つ児童を代理して適正手続きによる不服申立てがされた場合は、以下の内容を検討する適正手続きによるヒアリングの日程を優先的に手配する責任を持ちます。

- 現在学校に入学・通学していない障害を持つ児童
- 暫定代替教育環境にいる障害を持つ児童の就学先。または
- マニフェステーション（障害の発現）決定。

適正手続きによるヒアリングは不服申立てがされた日から 20 授業日以内に開催する必要があります。ALJ は、ヒアリング開催日から 10 授業日以内に決定を下さなければなりません。解決ミーティングは、適正手続きによる不服申立ての通知を受領してから 7 暦日以内に開催しなければなりません。また、適正手続きによるヒアリングは、問題が両当事者が満足する形で解決されない限り、申立ての通知を受領してから 15 暦日以内に開催されます。

## ヒアリングの決定の終局性：

ALJ の決定は、保護者または公的機関のどちらかが不服申立てしない限り、最終的なものです。認定および決定を不服とする当事者は、適正手続きによるヒアリングで提示された不服内容について民事訴訟を起こす権利を有します。

## 不服申立て：

ヒアリングの認定および決定を不服とする当事者には、それまでの話し合いの量に関係なく、ALJ の決定から 120 日以内に管轄権を有する州裁判所または合衆国の地方裁判所に民事訴訟を起こして不服申立てをする権利があります。

民事訴訟において、裁判所は以下を行います。

- 行政手続きの記録を受け取る。
- 保護者の要請または公的機関の要請で追加の証拠をヒアリングする。
- 決定の根拠を証拠の優位性に置く。
- 裁判所が適切であると判断した救済措置を認める。

IDEA のパート B のいかなる条項も、米国憲法、米国障害者法（1990 年）、リハビリ法 1973（セクション 504）、または障害を持つ児童の権利を保護するその他の連邦法において保証されている権利、手続き、救済措置を制限するものではありません。ただし、これらの法律に基づいて民事訴訟を提起する前に、保護者または公的機関は OAH との適正手続きによるヒアリング手続きを尽くしている必要があります。これは、IDEA のもとで利用可能なその他の法律に基づいて保護者に救済措置が与えられるということです。しかし、一般的には、そうした他の法律に基づく救済措置を利用するには、保護者は直接裁判所に訴える前に、IDEA のもとで提供される行政救済措置を利用しなければなりません（適正手続きによる不服申立て、解決ミーティング、公平な適正手続きによるヒアリング手続き）。

## 弁護士費用

裁判所は、IDEA に基づく訴訟または手続において、適正な弁護士費用を以下の当事者に付与することができます。

- 勝訴当事者である、障害を持つ児童の保護者または後見人。
- 重要性を欠く、不合理な、または根拠のない不服申立てをし、その後の訴訟の原因を作った保護者の弁護士、または訴訟が明らかに重要性を欠き、不合理かつ根拠のないことが判明した後も訴訟を継続した保護者の弁護士に対抗した、MSDE、その他の公的機関である勝訴当事者。または
- 保護者の不服申立てまたはその後の訴訟が、嫌がらせ、不必要な遅延目的、不必要な訴訟費用の増額などの、不正な目的でなされたことが明らかになった場合、保護者または保護者の弁護士に対抗した、MSDE、その他の公的機関である勝訴当事者。

付与される弁護士費用は、提供されたサービスの種類と質について訴訟した場合の地域社会の一般的な相場に基づいて決定されます。弁護士費用の計算にボーナスや利益率は考慮されません。

弁護士費用は以下のような場合には付与されません。

- 適正手続きによるヒアリングまたは訴訟の結果として招集されていない、IFSP チームまたは IEP チームのミーティング。
- 適正手続きによる不服申立てをする前に行われた仲裁。
- 解決ミーティング。および
- 以下の場合に、保護者に和解案を書面で提出した後に提供されたサービス。
  - 和解案が連邦民事訴訟規則 68 に基づいてスケジュール中、または行政手続きが開始される 10 日以上前に提示された。
  - 和解案が 10 日以内に受け入れられなかった。および
  - 裁判所がヒアリング中に保護者に与えられた救済措置が、和解案に比べて望ましいものではなかった。保護者が和解案を拒否することについて実質的に正当であるとされた場合、手数料および費用が付与されることがあります。

弁護士費用は以下のような場合には減額される可能性があります。

- 保護者または保護者の弁護士が紛争の解決を不当に長引かせた。
- 弁護士費用の時間給が、地域社会において類似するサービスに対して同程度の能力、評価、経験を有する弁護士が請求する金額相場よりも不当に高額である。
- 訴訟の性質に鑑みて、かかった時間およびサービスが過大である。または
- 適正手続きによるヒアリングの要請通知時に、弁護士が適切な情報を提供しなかった。

以下の場合には、弁護士費用は減額されません。

- 公的機関が解決を長引かせた。または
- 手続き上の保護措置要件違反があった。

保護者が持つ弁護士費用の補償権利は、IDEA の定める一定の条件を満たす必要があるため、保護者はこの問題を弁護に相談する必要があります。

付属書類：  
**IDEA 紛争解決プロセス比較チャート**

	仲裁	適正手続きによる不服申立て	解決プロセス	州への不服申立て
プロセスを開始できるのは誰？	保護者または公的機関。両者とも自発的でなければならない。	保護者または公的機関	公的機関は、両当事者が放棄または仲裁の利用に同意しない限り、適正手続きによる不服申立書を受領したら解決ミーティングの開催を手配しなければならない。	個人または組織（州外を含む）
申請の期限は？	指定なし	当事者が問題を知ってから、あるいは限定的な期待を持って知ったであろう時点から2年間 <sup>1</sup>	保護者による適正手続きによる不服申立てを契機とする	違反したされる日から1年間
解決できる問題は何か？	パート 300 に記載されている問題。適正手続きによる不服申立てより前に発生した問題を含む（例外あり） <sup>2</sup>	身元確認、評価、教育環境または無料の適切な公教育の提供に関連する問題（例外あり）	保護者の適正手続きによる不服申立ての対象になっている問題と同じ	IDEA のパート B またはパート 300 に対する違反
問題解決のスケジュールは？	指定なし	具体的なスケジュールの延長が認められない限り、解決期間終了後 45 日間 <sup>3,4</sup>	公的機関は、当事者がミーティングの法規または仲裁の利用を書面で同意しない限り、保護者による適正手続きによる不服申立書を受領してから 15 日以内に解決ミーティングを招集しなければならない。  解決期間は、当事者間で別段の合意がない限り、あるいは保護者または公的機関が解決ミーティングに参加しなかった場合、あるいは保護者による適正手続きによる不服申立書を受領してから 15 日以内に公的機関が解決ミーティングを招集しなかった場合を除き、保護者による適正手続きによる不服申立書を受領してから 30 日とする。 <sup>3,5,6,7</sup>	延長が認められない限り、不服申立書受領から 60 日間 <sup>8</sup>
問題は誰が解決するのか？	仲裁交えた保護者と公的機関  プロセスは自発的なものであり、両当事者が解決案に同意する必要がある。	ヒアリングオフィサー/行政法審判官 (ALJ)	保護者および公的機関  両当事者が解決案に同意する必要がある。	メリーランド州教育局 <sup>9</sup>

<sup>1</sup> 以下の理由によって保護者が適正手続きによる不服申立てを妨げられた場合、その保護者に期限は適用されません。(1) 問題が解決したと公的機関が具体的に虚偽表明したことが適正手続きによる不服申立ての根拠になっている。または (2) 公的機関が IDEA パート 300 で定められている保護者へ公開すべき情報を隠匿した (34 C.F.R. § 300.511(f))。

<sup>2</sup> 例外には以下のようなものがあります。公的機関が特殊教育サービスの初回提供に対する保護者の同意拒否を無効にするための適正手続きによる不服申立てまたは仲裁を利用しない場合 (34 C.F.R. § 300.300(b)(3))。公的機関が保護者が私立学校へ就学させた児童または自宅学習させている児童の初期評価または再評価に対する保護者の同意拒否を無効にするための適正手続きによる不服申立てまたは仲裁を利用しない場合 (34 C.F.R. § 300.300(c)(4)(i))。保護者が私立学校へ就学させた児童の保護者が適正手続きによる不服申立てをする権利は、公的機関が児童に面会して必要なサービスを特定しなかったことに制限される (34 C.F.R. § 300.140)。公的機関が高い能力を有する教師を提供しなかったことは、適正手続きの対象とはならないが、州教育局 (SEA) を相手方とする州への不服申立てはできる (34 C.F.R. § 300.156(e))。

<sup>3</sup> 懲罰手続きに従って優先ヒアリングを求める適正手続きによる不服申立てがされている、または児童が現在就学・通学していない場合、解決期間は 15 暦日 (ミーティングは 7 日以内に開催) です。問題が両当事者が満足する形で解決されなかった場合は、ヒアリングが要請尾から 20 授業日以内に開催されます。また、その決定はヒアリング後 10 授業日以内に下されます。(34 C.F.R. § 300.532(c) および COMAR 13A.05.01.15)。

<sup>4</sup> ヒアリングオフィサー/ALJ は、いずれかの当事者からの要請で、期限を切ったスケジュール延長を認める場合があります。(34 C.F.R. § 300.516(c))。

<sup>5</sup> 規則は 30 日間の解決期間の調整を認めています。適正手続きによるヒアリングの 45 日間のスケジュールは、以下のイベントのひとつの終了後から開始します。(1) 両当事者が解決ミーティングを放棄することに書面で同意する。(2) 仲裁または解決ミーティングの開始後、かつ 30 日間の解決期間終了前に、両当事者が合意不成立を文書で同意する。(3) 両当事者が 30 日間の解決期間の終わりに仲裁を継続する旨書面で同意したが、後に保護者または公的機関が仲裁プロセスから離脱する。(34 C.F.R. § 300.510(c))。

<sup>6</sup> 保護者が解決ミーティングに参加しなかった場合、ミーティングが開催されるまで、解決プロセスと適正手続きによるヒアリングのスケジュールは遅延します。(34 C.F.R. § 300.510(b)(3))。

<sup>7</sup> 公的機関が保護者による適正手続きによる不服申立てを受理してから 15 日以内に解決ミーティングを開催しなかった場合、または解決ミーティングに参加しなかった場合、保護者は ALJ の介入による適正手続きによるヒアリングのスケジュールを開始を要請することができます (34 C.F.R. § 300.510(b)(5))。

<sup>8</sup> 州への不服申立てを解決するスケジュールは、特定の不服申立てについて特別の事情が発生すれば、または、保護者 (または個人または組織。仲裁またはその他の代替紛争解決手段を州の手続き上個人または組織が利用できる場合) と公的機関が仲裁期間の延長に同意するか、州において利用可能なその他の代替紛争解決手段の利用に同意すれば、延長されることがあります。(34 C.F.R. § 300.152(b)(1))。

<sup>9</sup> MSDE の不服申立て手続きでは、申立てに対し回答する機会を公的機関に与えています。その中には公的機関の裁量により、申立てを解決する解決策の提案が含まれます。また、不服を申立てた保護者と公的機関が自発的に仲裁を利用する機会も与えています。(34 C.F.R. § 300.152(a)(3))。場合によっては、不服申立人と公的機関は MSDE の関与を必要とせず問題を解決できることもあります。

メリーランド州教育局  
特殊教育/早期介入サービス課  
200 West Baltimore Street  
Baltimore, Maryland 21201  
410-767-0249 (電話)  
410-333-1571 (ファックス)

<http://www.marylandpublicschools.org>